

全国厚生労働関係部局長会議資料 (厚生分科会)

平成25年2月19日(火)
社 会 ・ 援 護 局

目 次

I 社会関係

	頁
1. 生活保護制度の見直しの全体像	1
2. 生活保護制度の見直しについて	10
3. 生活困窮者対策について	17
4. 生活保護基準の見直しについて	23
5. その他主要施策について	
(1) 地域福祉の推進	31
(2) 福祉・介護人材確保対策	36
(3) 社会福祉施設の防災対策	41
(4) 消費生活協同組合の指導・監督	43

Ⅱ 援護関係

頁

(予算概要)

- ・ 平成25年度援護関係予算(案)の概要 46

(重点事項)

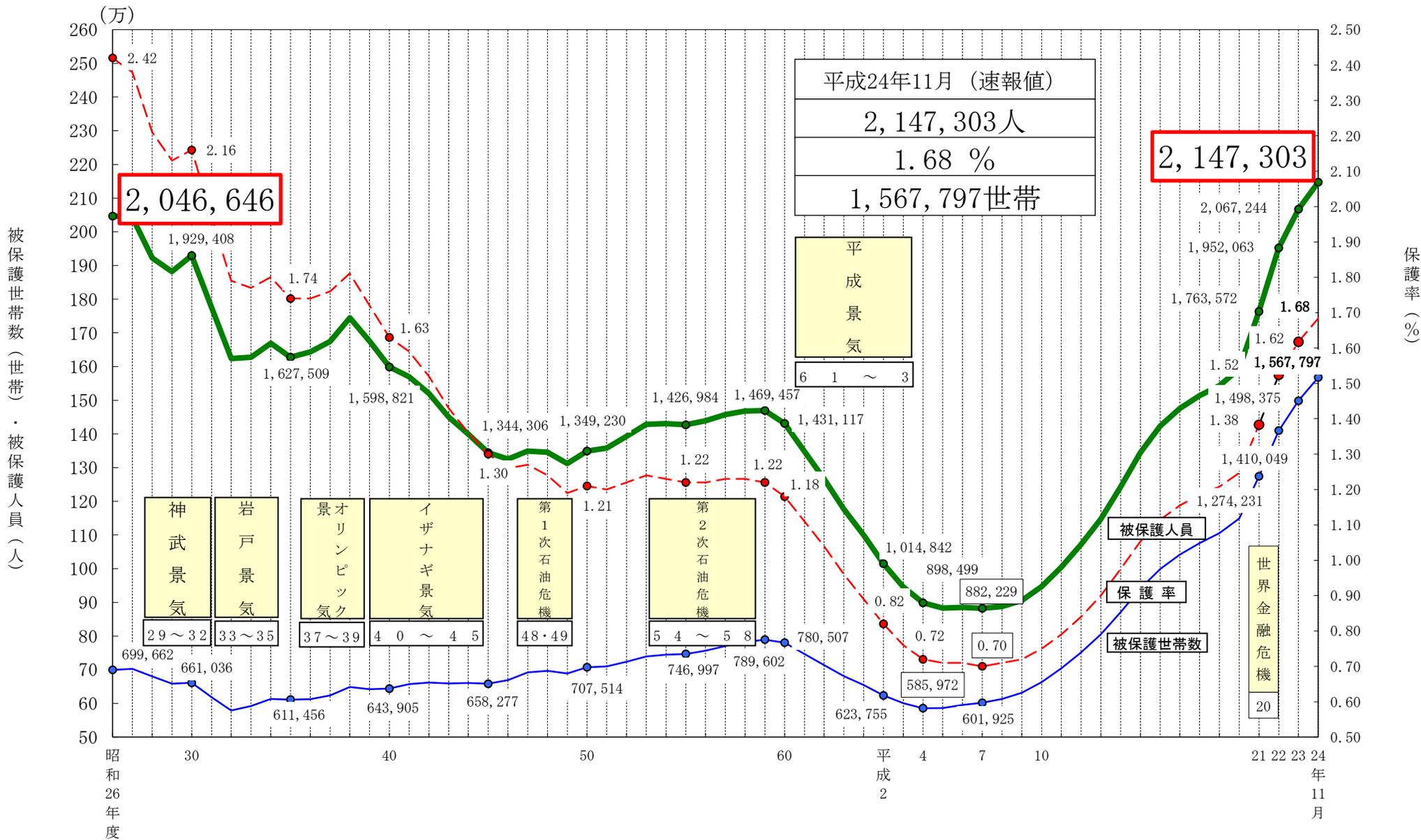
1. 戦没者の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正案について 47
2. 戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内等 48
3. 遺骨帰還等慰霊事業 49
4. 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達 50
5. 中国残留邦人等に対する支援策の実施 51
6. 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等 52
7. 昭和館・しょうけい館の入館促進 53

I 社会関係

1. 生活保護制度の見直しの全体像

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は215万人であり、昨年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率と保護開始人員には正の相関関係がある。

保護開始人員・保護廃止人員(人)

失業率(%)



(注) 東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。

(資料) 被保護者調査[平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例(平成23年4月以降の数値は速報値)]、労働力調査(総務省)

世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

◆平成14年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	869,637	402,835	75,097	319,302	72,403
構成割合 (%)	100	46.3	8.6	36.7	8.3

資料：平成14年度福祉行政報告例

◆平成24年11月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,560,752	680,236	115,424	477,124	287,968
構成割合 (%)	100.0	43.6	7.4	30.6	18.5

約4倍増

資料：被保護者調査（平成24年11月概数）

世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満

(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯員の構成割合

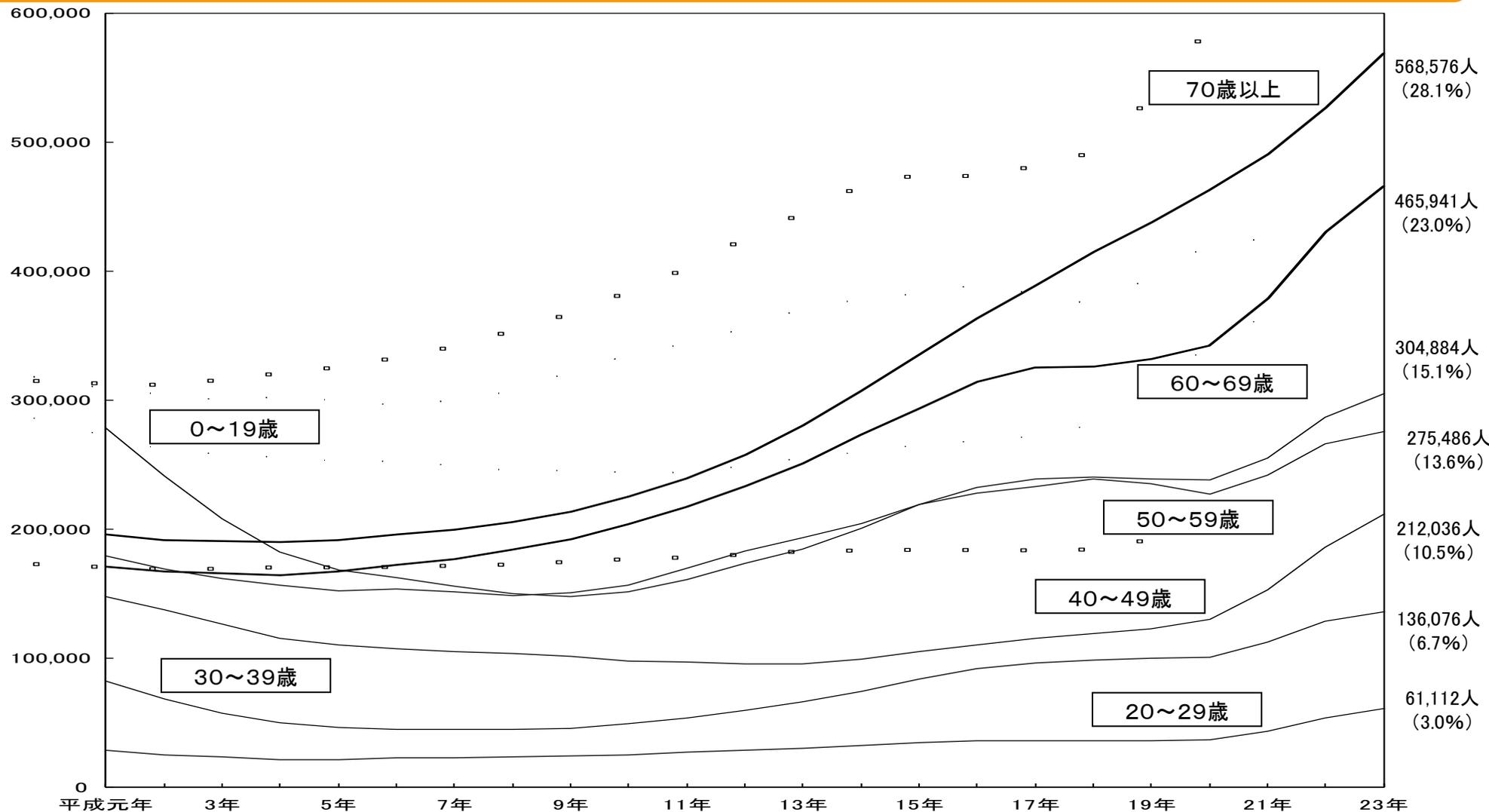
・20～29歳：5.2%

・50歳以上：53.5%

(平成22年)

年齢階層別被保護人員の年次推移

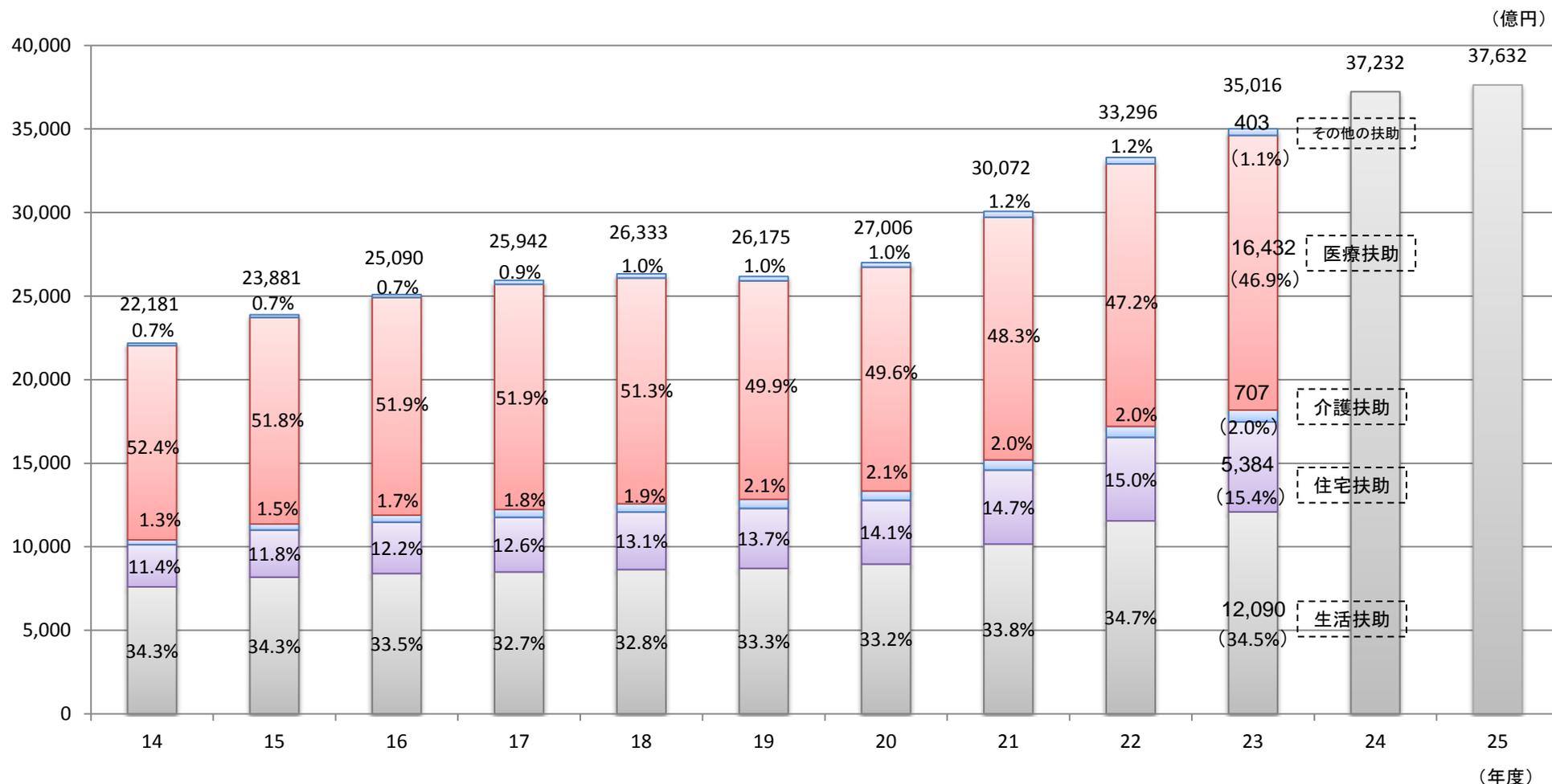
- 年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、全体の約51%は60歳以上の者。



資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)(平成23年は暫定値のため今後変動がありうる。)

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成25年度予算案)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



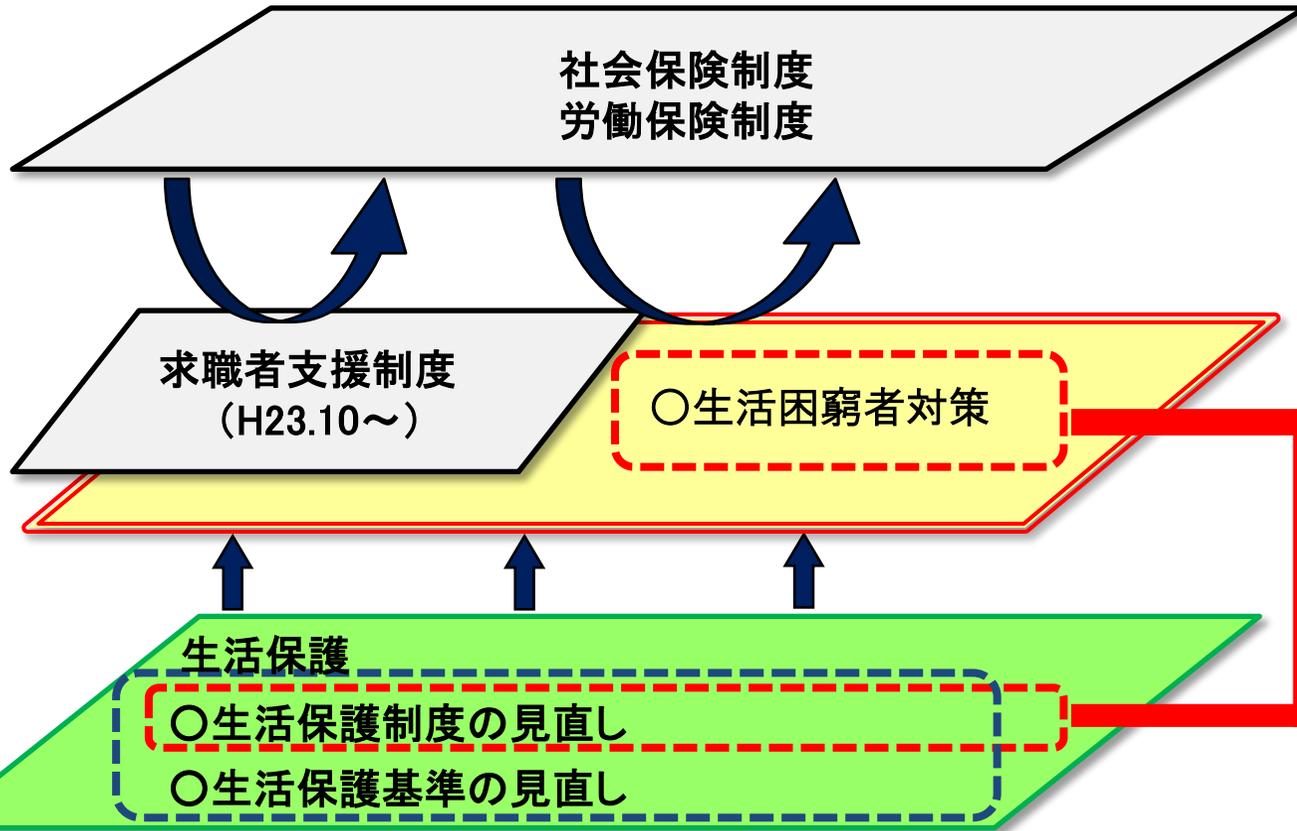
資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成23年度までは実績額、24年度は当初予算額、25年度は予算案
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

生活保護制度の見直しの全体像

生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む

【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を旨るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

1. 生活保護法の改正

〈ポイント〉

支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、以下の見直しを実施（**法案提出を検討**）

- ①不正・不適正受給対策の強化（地方自治体の調査権限強化、就労指導の強化、返還金の上乗せ等）
- ②医療扶助の適正化（医療機関が受給者に対し後発医薬品の使用を促すことの法制化等）
- ③生活保護受給者の就労・自立の促進（就労自立給付金（※）の創設等）

※保護受給中の就労収入額の範囲で一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことで保護廃止に至った場合に限り支給

2. 生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定

〈ポイント〉

生活保護にいたる前の自立支援策の強化を図るため、以下を主な内容とする生活困窮者対策を実施（**法案提出を検討**）

- ①生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設
- ②離職により住まいを失った人等に対して家賃相当を有期で支給
- ③利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設
- ④生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施 等

3. 生活保護基準の見直し

〈ポイント〉

以下の考え方により生活保護基準の見直しを実施

- ①年齢・世帯人員・地域差による影響の調整
- ②前回（平成20年）の見直し以降の物価の動向の勘案
- ③必要な激変緩和措置の実施

生活保護制度及び生活困窮者施策に係る平成25年度予算案の概要

「自由民主党・公明党連立政権合意」等に基づき、生活保護制度を見直すとともに、生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等をさらに強化するための事業を実施

(1) 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

【25年度予算案 2兆8, 224億円】

(生活扶助基準等の見直し)

- 生活扶助基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえた年齢・世帯人員・地域差の3要素による影響を調整するとともに、平成20年以降の物価下落を勘案して見直す。その際、生活保護受給者や地方自治体への周知等に要する期間を考慮し、平成25年8月から3年程度で段階的に行うなどの激変緩和措置を講じる（国費への影響額は3年間で約670億円程度）。また、期末一時扶助の見直しを行う（国費への影響額は70億円程度）

(生活保護制度の見直し等)

- 生活扶助基準の見直しと併せ、不正受給対策の徹底、後発医薬品の原則化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しや、生活保護受給者を含めた生活困窮者の自立・就労支援等を強化するための生活困窮者対策に総合的に取り組む

※ 生活保護制度の見直し等に併せ、地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数や嘱託医手当等を増やし、福祉事務所の体制強化に取り組む

・ ケースワーカー（平成25年度）

都道府県（町村部人口20万人の場合） 22人（対前年度+3人）
市（人口10万人の場合） 15人（対前年度+2人）

・ 嘱託医手当等（平成25年度）

都道府県（町村部人口20万人の場合） 7,071千円（対前年度+3,092千円）
市（人口10万人の場合） 2,117千円（対前年度+ 927千円）

(2) 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等を強化する事業の実施

【25年度予算案 152億円】

(生活保護の適正化対策等の推進)

【25年度予算案 50億円】

- 子どもの貧困対策支援の充実を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援などを実施するとともに、生活保護世帯の子どもが日常生活上の支援を受けられる居場所の確保や就労体験の機会を提供
また、生活保護受給者の居住支援（地域での見守りと併せて代理納付を活用した住宅扶助の適正化）を積極的に促進するなど、生活保護の適正化対策等を推進

(生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）の創設)

【25年度予算案 72億円】

- 生活保護受給者を含め広く生活困窮者を対象として、自治体にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、生活困窮者への早期支援の徹底、求職活動状況の共有化など就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進

(生活困窮者に対する新たな支援体制の構築)

【25年度予算案 30億円】

- 生活困窮者に対する包括的な相談支援、多様な就労支援や生活支援などを行う生活困窮者支援のモデル事業を実施

(参考) 「地域若者サポートステーション事業」の拡充

【24年度補正予算 60億円】

- ・ ニート等の若者の就労を支援して、将来生活保護に陥ることを防止し、社会の支え手とするため、「地域若者サポートステーション」の設置拠点の拡充、学校との連携による在学学生支援や、学校などと中退者情報を共有しての中退者支援の強化、さらに、合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習等の訓練を集中的に行うことにより、ニート等の若者の就労を強力に支援

2. 生活保護制度の見直しについて

制度の現状

- 生活保護の動向(平成24年11月時点)
 - ・ 生活保護受給者数は約215万人(生活保護受給世帯数:約157万世帯、保護率:1.68%)となっており、平成23年7月に過去最高を更新して以降増加傾向。
 - ・ ただし、対前年同月伸び率は3.2%となっており、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向にある。(世界金融危機直前(平成20年10月)の伸び率は3.0%)
- 厳しい経済情勢の影響を受け、失業等により生活保護に至る世帯を含む「その他の世帯」の伸び(※)は10年間で約4倍。また、高齢化等の影響により、生活保護受給者の過半数(約51%)は60歳以上の者。
(※)平成14年度:72,403世帯→24年10月(概数):287,968世帯(10年間で約4倍の増加)
- 受給者の増加にともなって生活保護費負担金も一貫して増加し続けており、平成24年度予算では3兆7232億円(国(3/4)と地方(1/4)の負担を合わせた額)。そのうち、約半分は医療扶助が占めている。
- また、平成22年度の不正受給件数(稼働収入の無申告、各種年金の無申告など)は約2万5千件、金額にして約130億円(保護費総額の0.4%)という状況。

基本的な考え方

就労自立支援の強化、医療扶助の適正化、不正受給への厳正な対処などを中心に見直しを行う。
なお、支援が必要な人に確実に保護を実施するという基本的な考え方は維持。

【切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について】

<保護開始>

- 就労可能な者には6月間を目途に受給者主体の自立に向けた計画的な取組について確認、本人の納得を得て集中的な就労支援
- 自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認められる受給者には、活動内容や頻度等を踏まえ、その活動に要する経費等を勘案して手当（定額）を支給

<開始後3～6ヶ月>

- 低額でも一旦就労すること（5万円程度の収入でもまずは就労）や、職種や地域等を拡大して就労活動を行うことを明確化

<就労開始>

- 勤労控除の見直し
就労収入のうち手元に残せる額の引上げ

<保護脱却>

- 就労収入積立制度の創設
保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度

【健康・生活面等に着目した支援について】

- 健康管理支援（保健指導）や受診に関する相談等の対応を行う職員の配置を検討
- 領収書の保存や家計簿の作成など保護費の用途を把握できる取組を求める
- 家賃滞納者等については、住宅扶助の代理納付を推進する
- あわせて民間住宅のストックを活用した居住支援

【不正・不適正受給対策の強化等について】

○福祉事務所の調査権限の拡大

- ・就労活動等に関する事項の調査を可能とする
- ・官公署については回答義務を創設

○不正受給に係る返還金について、本人の事前同意を前提に保護費との相殺を検討

○働けるにもかかわらず就労活動をせず複数回保護の廃止を受けた者については、急迫の状況である場合などを除きその後申請があった場合の審査を厳格化

○罰則（現行「3年以下の懲役または30万円以下の罰金」）の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ

○扶養義務の適切な履行の確保の検討

本当に生活保護が必要な人が受けることができなくならないように特段に留意しつつ、福祉事務所が必要と認めた場合には、扶養が困難と回答した扶養義務者に対し、困難な理由の説明を求める

【医療扶助の適正化について】

○生活保護法の指定医療機関制度の見直し

指定（取消）要件の明確化、指定の有効期限の導入（健保法では6年）

○国（地方厚生局）による指定医療機関への指導・体制強化

国による指導も実施できるようにした上で、各地方厚生局に専門の職員を配置

○後発医薬品の使用促進

【地方自治体が適切な支援を行えるようにするための体制整備】

○地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数や嘱託医手当等の増



【今後の方向性】

- 運用上で実施可能な事項については、地方自治体の意見も踏まえつつ、できる限り速やかな実施を図る。（予算措置を伴う事項については、予算成立後に順次実施）
- 法律上の措置が必要な事項については、生活困窮者対策の実施に併せ、生活保護法の改正を図る。

生活保護レセプト管理システムの機能強化について

平成24年10月より電子レセプトシステムの抽出機能の強化を実施。

生活保護等版レセプト管理システム
(平成23年度より各自治体で本格運用)

主な点検機能

縦覧点検

受給者ごとに複数月分のレセプトを
まとめて、頻回受診等を点検

重複点検

重複して請求されているレセプトを
点検

主な統計・分析機能

医療費分析

管内の医療費で上位を占める傷病
の割合等を分析

傷病別分析

指定した傷病のレセプト件数、医療
費、受診率等を集計

医療機関別分析

医療機関ごとに医療費を集計し、診
療状況や医療費などを分析

新たな機能の追加

○ 具体的な指導対象となり得る者を容易に抽出(一覧表を自動作成)できる ようにする。

平成24年10月改修済み

◆過剰な多剤投与や重複処方を受けている者

- ・《 任意の医薬品(向精神薬はグループ化も可) 》について、《 一定量(錠、日数、点) 》以上の処方を受けている者
- ・《 任意の医薬品(向精神薬はグループ化も可) 》について、《 任意の医療機関数 》以上から処方を受けている者

◆頻回に受診を行っている者

- ・同一傷病で、同一月内に《 任意の日数 》以上受診している状態が、《 任意の月数 》以上継続している者

◆長期外来を行っている者

- ・同一傷病で、《 任意の期間 》以上継続して外来受診している者

◆長期入院を行っている者

- ・《 任意の期間 》以上継続して入院している者

◆重複受診を行っている者

- ・同一傷病で、《 任意の期間 》内に《 任意の医療機関数 》以上で受診している者

○ 請求が他に比べて特徴のある医療機関を容易に抽出できるようにする。

◆レセプト1件当たりの請求金額が高い医療機関

- ・管内の医療機関について1件当たりの請求が高い順に並べた一覧

平成24年度中改修予定

◆特定の診療行為や検査が多く行われている医療機関

- ・管内の医療機関について《 任意の診療行為・検査 》の請求が多い順に並べた一覧

○ 自治体からの意見を踏まえ、利便性の向上を図る。

◆レセプトを抽出する際に、自治体が任意に設定条件を追加できるようにする 等

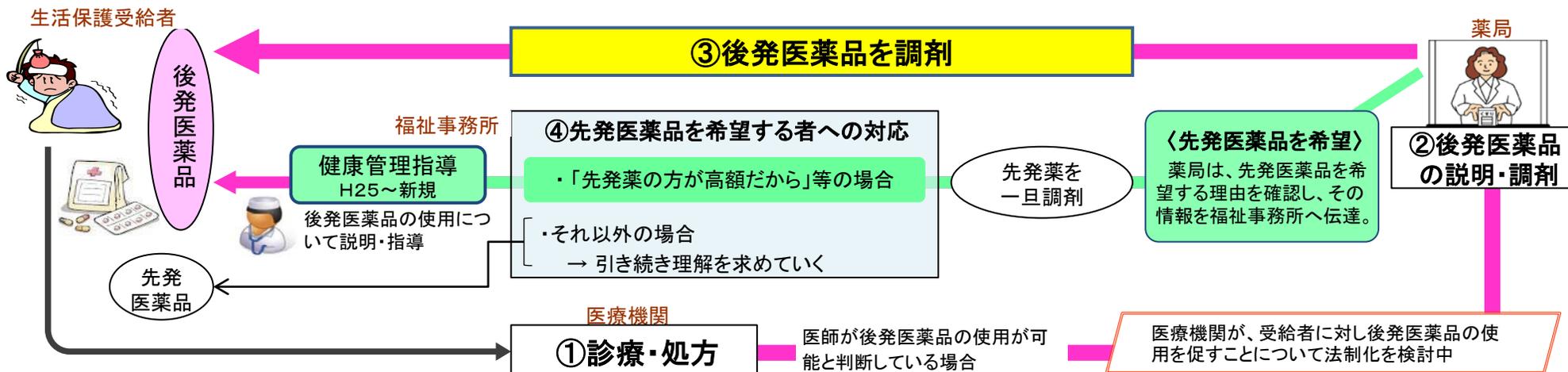
※抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要

後発医薬品の使用を原則とすることの考え方について

【平成25年度より実施（予定）】

○ 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した（一般名処方を含む）場合は、後発医薬品を原則として使用する。

- 薬局は、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した処方せん（一般名処方を含む）を持参した受給者に対して、後発医薬品について説明した上で、原則として後発医薬品を調剤する。
- その際、先発医薬品の使用を希望する受給者に対しては、
 - ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
 - ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、必要に応じて福祉事務所の健康管理指導の対象とする。
- 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、医療機関が受給者に対し後発医薬品の使用を促すことについて法制化を検討。



【参考】医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、医療全体に比べて生活保護の使用割合が低い。

	数量シェア	金額シェア
生活保護	20.9%(H23.6月審査分)	7.5%(H23.6月審査分)
医療全体	23.0%(H23.5月診療分)	8.4%(H23.5月診療分)